

措置状況総括表

令和7年6月20日公表分

令和5年度監査テーマ: 新型コロナウイルス感染症、ロシアによるウクライナ侵攻などに起因する景気悪化、物価高騰への対策として開始された事業の執行について

指摘・意見の数 指摘34(うち措置済み34、措置中0、措置予定0、検討中0、不措置0) 意見99(うち措置済み99、措置中0、措置予定0、検討中0、不措置0)

担当課等	措置状況	指 摘					意 見				
		措置済み	措置中	措置予定	検討中	不措置	措置済み	措置中	措置予定	検討中	不措置
第3章 個別の事業に対する監査の結果・意見	34	34					95	95			
安全衛生課	3	3					5	5			
財政課							2	2			
管財課							1	1			
観光政策課	11	11					20	20			
労働雇用政策課							1	1			
交通政策課	5	5					17	17			
医療政策課	1	1					5	5			
経済産業政策課	6	6					29	29			
農林水産政策課							1	1			
みどり戦略推進課	2	2					2	2			
とくしまブランド推進課	1	1					2	2			
鳥獣対策・里山振興課	2	2					3	3			
林業振興課	2	2					1	1			
畜産振興課							3	3			
農山漁村振興課	1	1					3	3			
第4章 補助事業・委託事業に共通する点について							4	4			
財政課							1	1			
管財課							3	3			
合計(※)	34	34					99	99			
構成比	100%	100.0%					100%	100.0%			

(参考)

令和6年9月27日公表分

指摘・意見の数 指摘34(うち措置済み34、措置中0、措置予定0、検討中0、不措置0) 意見99(うち措置済み94、措置中1、措置予定0、検討中4、不措置0)

措置状況一覧表

監査テーマ：新型コロナウイルス感染症、ロシアによるウクライナ侵攻などに起因する景気悪化、物価高騰への対策として開始された事業の執行について

I 個別の事業に対する監査の結果・意見

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
67-68	全国旅行支援（みんなで！徳島旅行割）事業			
	徳島県版「全国旅行支援（仮称）」事務局運営業務について	県が委託業務を設定する際に業務の一部につき再委託が必要と認める業務についてその旨をあらかじめ入札（見積）参加者に対し仕様書等により明らかにしたことを理由として書面による承諾を必要としない取扱いを認めるとしても、そのような取扱いは仕様書に特定の再委託先を明記した場合に限るべきである。（意見31）	「委託契約（建設工事関係を除く）における再委託の取扱い」について、各所属へ現状等照会を行った結果を踏まえ、令和7年6月1日以降に公示する案件から、「書面による承諾なしで再委託可能なものは、軽微かつ定型的な業務のみとする」取扱いに変更した。 （令和7年5月16日付、取扱いの変更について、全庁掲示板及び文書ライブラリに掲載し周知） （管財課）	措置済み
117	畜産経営改善GX推進事業			
	畜産経営改善GX推進事業について	支援金の申請に関する提出書類は支給要件を不足なく確認できる内容にすべきである。（意見46）	指摘を受け、令和5年度（一部令和6年度に繰り越し）実施分においては、要件を満たすことが確認できる証憑の提出を定めた。当該事業に係る支援金の支出は、令和7年3月31日までに完了し、当該事業は令和6年度で終了した。 （畜産振興課）	措置済み

II 補助事業・委託事業に共通する点について

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
165-166	委託契約における余剰金返納条項について			
	自社調達を行う場合の利益等排除について	余剰金を返納する旨の条項がある委託契約において委託対象経費の中に委託先の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合の利益等排除については、原則的なルールを定めて委託先にもあらかじめ明らかにした上、原則	「会計事務の手引き」巻末資料「委託契約書（委任型）の例」の第8条（委託業務の完了及び精算）に、委託事業費の精算について、必要に応じて各省庁の委託事業実施要領や処理マニュアル等を参照し、各事業の実施要領等に、経費の算	措置済み

		としてその利益等排除のルールに則って委託料の精算を実施すべきである。(意見41・再掲)	出方法や「受託者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合の利益等排除」など、一定の基準を設けて受託者に示しておくこと及びその基準に則って内容を精査し、対象経費の精算を行うことについて注記した。 (会計事務の手引きの改正時期 令和7年3月末) (管財課)	
166-167	一般管理費の計上について	余剰金を返納する旨の条項がある委託契約に関しては、一般管理費の算出について一定の基準を設けて委託先にもあらかじめ明らかにした上、原則としてその基準に則って算出した一般管理費の額を前提に、委託料の精算を実施すべきである。(意見9・再掲)	「会計事務の手引き」巻末資料「委託契約書(委任型)の例」の第8条(委託業務の完了及び精算)に、委託事業費の精算について、必要に応じて各省庁の委託事業実施要領や処理マニュアル等を参照し、各事業の実施要領等に、経費の算出方法や「受託者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合の利益等排除」など、一定の基準を設けて受託者に示しておくこと及びその基準に則って内容を精査し、対象経費の精算を行うことについて注記した。 (会計事務の手引きの改正時期 令和7年3月末) (管財課)	措置済み
167-169	民間企業への委託について	民間企業は受託によって適正な利益を得る必要があるものであるから、民間企業の受託が想定される委託事業については、余剰金を返納する旨の条項を安易に盛り込むのではなく、委託先が契約上も適正な利益を確保できるようにすべきである。ただし、1者随意契約の場合には、委託先が確保する利益額の適正さについて慎重な検討が必要である。(意見10・再掲)	「会計事務の手引き」巻末資料「委託契約書(委任型)の例」の第8条(委託業務の完了及び精算)に、一定の基準に則って内容を精査し、精算を行った結果余剰金が発生した場合に余剰金を返納する旨の注記をした。 (会計事務の手引きの改正時期 令和7年3月末) (管財課)	措置済み